

令和4年坂祝町議会  
第2回定例会 議案

令和4年6月7日提出  
加茂郡坂祝町

## 付議事件

- |        |                                  |
|--------|----------------------------------|
| 議案第23号 | 坂祝町コミュニティーセンター設置条例の一部を改正する条例について |
| 議案第24号 | 令和4年度坂祝町一般会計補正予算（第2号）について        |
| 議案第25号 | 町道の路線の認定について                     |

議案第23号

坂祝町コミュニティーセンター設置条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定により、坂祝町コミュニティーセンター設置条例の一部を改正するものとする。

令和4年6月7日 提出

坂祝町長 柴山佳也

提案理由

新たな施設の開設により、施設の名称を変更するため改正するものです。

坂祝町コミュニティーセンター設置条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町コミュニティーセンター設置条例(平成20年条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>坂祝町<u>子育て支援拠点施設</u>設置条例</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 坂祝町に在住する子育て世代を支援するため、発達障がい児等の療育・相談の場及びいつでも気軽に集い子育てに必要な情報を提供できる拠点として、<u>子育て支援拠点施設</u>を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>子育て支援拠点施設</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>(職員)</p> <p>第3条 <u>坂祝町子育て支援拠点施設</u>(以下「<u>拠点施設</u>」という。)に必要な職員を置く。</p> <p>(利用者の範囲)</p> <p>第4条 <u>拠点施設</u>を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、<u>拠点施設</u>を利用させることができない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>坂祝町<u>コミュニティーセンター</u>設置条例</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 坂祝町に在住する子育て世代を支援するため、発達障がい児等の療育・相談の場及びいつでも気軽に集い子育てに必要な情報を提供できる拠点として、<u>坂祝町コミュニティーセンター</u>(以下「<u>コミュニティーセンター</u>」という。)を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>コミュニティーセンター</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>(職員)</p> <p>第3条 <u>コミュニティーセンター</u>に必要な職員を置く。</p> <p>(利用者の範囲)</p> <p>第4条 <u>コミュニティーセンター</u>を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、<u>コミュニティーセンター</u>を利用させることができない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

<p>(3) <u>拠点施設</u>の管理運営上支障を来すおそれがあるとき。</p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 <u>拠点施設</u>の使用料は、無料とする。</p> <p>(損害賠償の義務)</p> <p>第7条 <u>拠点施設</u>を利用する者は、建物又は設備をき損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(3) <u>コミュニティーセンター</u>の管理運営上支障を来すおそれがあるとき。</p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 <u>コミュニティーセンター</u>の使用料は、無料とする。</p> <p>(損害賠償の義務)</p> <p>第7条 <u>コミュニティーセンター</u>を利用する者は、建物又は設備をき損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。</p>
---	--

改正後

名称	位置
坂祝町 <u>子育て支援拠点施設</u>	坂祝町取組35番地4

改正前

名称	位置
坂祝町 <u>コミュニティーセンター</u>	坂祝町取組35番地4

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

議案第24号

令和4年度坂祝町一般会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和4年度坂祝町一般会計補正予算（第2号）を提出するものとする。

令和4年6月7日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

議案第 25 号

町道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を経て次の路線を認定するものとする。

令和 4 年 6 月 7 日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

整理番号	路線名	起 点 ・ 終 点	重要な経過地
5087	黒岩 87 号線	加茂郡坂祝町黒岩字林前 1498 番 13 地先から	
		加茂郡坂祝町黒岩字林前 1498 番 15 地先まで	
5088	黒岩 88 号線	加茂郡坂祝町黒岩字林前 1498 番 11 地先から	
		加茂郡坂祝町黒岩字林前 1498 番 17 地先まで	